

令和 6 年 3 月 1 日

障害児通所支援事業所 管理者 様
障害児入所施設 管理者 様

名古屋市子ども青少年局
子育て支援部子ども福祉課長

令和 5 年度名古屋市社会福祉施設物価高騰対策支援金（食材費）の
実施について

日頃より、本市の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき、誠に
ありがとうございます。

本市では、物価高騰の影響を受けている施設・事業所の負担を軽減
し、安定的にサービスを提供できるよう支援するため、下記のとおり
物価高騰対応支援金を支給することといたしましたので、お知らせし
ます。

記

1 対象事業所等

市内に所在する民間の児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所
及び障害児入所施設

2 交付の条件

- (1) 令和 5 年 6 月 1 日時点において、名古屋市内の事業所等で、利
用者に対するサービス提供を実施していること。
- (2) 事業所を利用する児童に対して、給食を継続的に実施している
こと。
- (3) 事業者が利用者へ提供する食事に係る食材費の全部又は一部を
負担していること。
- (4) 支援金を物価高騰の影響を受けつつもサービスの質を維持する
ための経費に活用すること。

3 支援金の交付額

障害児入所施設 (60 円×給食提供延数) - (5,400 円×定員数)
障害児通所支援施設 (60 円×給食提供延数) - (1,800 円×定員数)

※ただし、給食提供延数については、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6
年 3 月 31 日の期間に提供した数とし、当該金額が 0 円以下となる場
合には、支給しない。また、定員数については、令和 5 年 6 月 1 日時
点における定員数とする

4 交付の申請

(1) 申請方法

市指定の申請書（ウェルネットなごやに掲載）に必要事項を記載し、法人ごとに取りまとめのうえ、子ども福祉課へ電子メールにて申請してください。

【Email】「a2520-02@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp」

ア 交付申請書

イ 振込先の口座情報のわかるものの写し（通帳のコピーなど）

(2) 申請提出期限

令和6年4月5日（金）まで

【担当】

名古屋市子ども青少年局

子育て支援部子ども福祉課

子ども発達支援係

電話：052-972-3187